

アプリケーション等で得られたデータの２次利用指針

平成 29 年 3 月
島 根 県
(道路維持課)

- ① 出典元・発行時期を明らかにすること
- ② 公序良俗・他への権利侵害その他問題がある媒体への掲載は行わないこと
- ③ 島根県が提供した情報を第三者に譲渡等するなど 3 次利用は原則行わないこと
(島根県に協議を行ない 3 次利用について許諾を得た場合はこの限りではない。)
- ④ 提供した情報に誤りや修正等があった場合は掲載記事の訂正を行うこと
- ⑤ 島根県が掲載の中止を求めた場合はそれに従うこと

(相談窓口)

島根県 土木部 道路維持課 道路管理グループ